

後期基本計画策定の趣旨と市を取り巻く課題

1 富谷市総合計画・後期基本計画策定の趣旨

本市は、市制施行した平成 28 年度に、令和 7 年度までを計画期間とする「富谷市総合計画・基本構想」を策定しました。基本構想の策定と同時に、具体的な施策を掲げた「前期基本計画（平成 28 年度～令和 2 年度）」を策定し、市制施行後の新たな施策を展開するとともに、市制に伴う権限移譲等による行政需要の増大に備えるため、行財政改革を実施するなど、持続可能なまちづくりを進めてきました。

また、平成 27 年に策定した「富谷市地方創生総合戦略」では、「雇用」、「交流人口の拡大」、「子育て」、「暮らしやすさの向上」等を柱とした施策を総合計画・前期基本計画における「最重点プロジェクト」として包含し展開してきました。

この間にも、国、県の政策の動向の変化や世界的な気候変動による自然災害の増加、また、令和 2 年当初から発生した新型コロナウイルス感染症の拡大による新しい生活様式への転換など、本市を取り巻く状況は大きく変化しています。

これらの時代の変化に対応するとともに、前期基本計画の終期を迎え、新しい視点での施策展開が必要となっているため、令和 3 年度から令和 7 年度までのまちづくりの指針となる「後期基本計画」を策定しました。

なお、基本構想（将来像・基本方針・基本理念）については、計画期間が平成 28 年度から令和 7 年度となるため、変更は行わずに推進していきます。

富谷市総合計画 基本構想

住みたくなるまち日本一

～100年間ひとが増え続けるまち 村から町へ 町から市へ～

4つの基本方針の推進で目指す将来像を実現していきます

基本方針-1
暮らしを自慢できるまち!

基本方針-2
教育と子育て環境を誇るまち!

基本方針-3
元氣と温かい心で支えるまち!

基本方針-4
市民の思いを協働でつくるまち!

6つの基本理念から4つのまちづくり基本方針を推進していきます



2 富谷市総合計画・前期基本計画の取組

「富谷市総合計画・前期基本計画（平成 28 年度～令和 2 年度）」において、各基本方針の取組を総括しました。

基本方針-1 暮らしを自慢できるまち！【目標指標 16 項目 目標達成指標 11 項目】

働く場の確保や市制施行後のシティブランドの確立を目指した取組のほか、市民アンケートでも満足度の高い「住環境」や「自然環境」の整備を中心としたまちづくりを図りました。

高屋敷工業団地への企業誘致や富谷市まちづくり産業交流プラザ（TOMI+）の整備・運営による新たな起業など、働く場の確保に努めています。スイーツによるまちづくりは、本市の特産品であるブルーベリーに続く特産品となる、ハチミツ、イチジク、シャインマスカットを生み出し、新たなシティブランドの確立が図られています。

また、上下水道の安定運営、幹線道路の整備等を図り、公営墓地とパークゴルフ場が一体となる「（仮称）やすらぎパークとみや」の整備計画が進んでいます。

公共交通では、市民アンケートでも要望の高い「交通利便性の確保」に向け、「公共交通グランドデザイン」を策定し、このグランドデザインを具現化するための基本計画に基づき、各種施策に取り組んでいます。

観光では、令和 2 年度に、本市で初めてとなる観光交流施設「富谷宿観光交流ステーション」を整備し、令和 3 年度春のオープンに向けて、施設運営などの準備に取り組んでいます。

基本方針-2 教育と子育て環境を誇るまち！【目標指標 10 項目 目標達成指標 5 項目】

市立幼稚園・小中学校の教育環境整備や生涯学習、スポーツ、文化の推進、子育て支援の充実を図ってきました。教育活動においては、全市立幼稚園・小中学校のユネスコスクールへの登録が認められ、持続可能な開発のための教育（ESD）に取り組んでいます。また、令和元年度には各普通教室へのエアコン設置、令和 2 年度には、小中学校の児童生徒 1 人に 1 台のタブレット端末配置が完了しています。

また、生涯学習施設として整備検討を進めてきた「富谷市民図書館」は、特産品などを使ったスイーツを販売する「スイーツステーション」、屋内型の子どもの遊び場との複合施設を想定した基本方針の策定を進めています。

子育て支援については、平成 29 年 4 月に開所した「とみや子育て支援センター（とみここ）」において、妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を行っているほか、認定こども園の開設、保育士の確保などを図り、子育て世代の多い本市において、平成 30 年度、令和 2 年度の待機児童ゼロを達成しています。

基本方針-3 元氣と温かい心で支えるまち！【目標指標 13 項目 目標達成指標 6 項目】

高齢者・障がい者支援、健康・医療、地域コミュニティ等への取組を行ってきました。

「共に支える地域づくりの推進」として、地域サポーターの育成を図りながら、「ゆとりすとクラブ・サロン」の増設を行い、地域の交流拠点として「街かどカフェ」を創設しました。また、今後の高齢者の増加を踏まえ、認知症サポーターの養成に取り組んでいます。

障がい者支援については、差別解消に向けた啓発の推進、家族の精神的負担への支援を行うとともに、障がい者の働く場の確保に努めました。

また、高齢者や障がい者の外出支援策として、平成 28 年度から IC カードを活用した「とみぱず」を実施し、平成 30 年度からはバスや地下鉄を利用することができない重度の障がいや要介護状態の方を対象としたタクシー利用券への助成を行っています。

なお、令和 2 年当初から感染が広がっている新型コロナウイルス感染症対応については、国や県と連携しながら取り組んでいます。

第 1 後期基本計画策定の趣旨と市を取り巻く課題

基本方針-4 市民の思いを協働でつくるまち！【目標指標 12 項目 目標達成指標 7 項目】

防災・防犯・交通安全では、市民の皆様のご協力のもと、安全・安心なまちづくりに努めました。各中学校区への防犯カメラの設置や消防団の設備増強を図っています。

男女共同参画では、「富谷市男女共同参画基本計画」を策定し、理念及び推進の必要性を市民に広く普及啓発し、男女共同参画社会の形成をさらに促進しています。なお、審議会等委員への女性登用率は 50.0%(令和 2 年 4 月 1 日現在)と全国的にも高い比率となっています。

地球環境への取組としては、低炭素社会形成に向け、環境省事業「地域連携・低炭素水素技術実証事業」を受託し、関係各社との連携のもと、実証事業を行っています。なお、本取組は令和元年度に「プラチナ大賞優秀賞」を受賞し、本市は「プラチナシティ」の認定を受けています。なお、令和 2 年度には「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、脱炭素社会形成に向けた取組を進めています。

持続可能な財政運営に向けて、行政改革を実施しました。人材育成をはじめ、市民協働、歳出抑制や歳入確保などを行い、財政調整基金の増加、市債の抑制を図っています。

3 市の現状と将来

富谷市総合計画・前期基本計画の策定から 5 年が経過し、この間にも社会情勢の著しい変化や世界的な目標が定められています。これらを的確に捉え、後期基本計画では課題を解決すべく、各施策を推進していきます。

① 少子高齢化社会の進行

少子高齢化の波は、本市にも押し寄せており、今後一層高齢者の人口比率が増加していくものと予測されています。こうした背景から、高齢者福祉の充実や生きがいづくりなど、高齢化社会への対応はもとより、将来に渡って安定的に生産年齢人口を維持するため、女性が安心して結婚・出産・子育て・仕事ができる環境の整備や、より多くの若い世代に暮らしの場として選択してもらうための働く場の確保などの施策をさらに進めていくことが必要になります。

② 市民生活の安全・安心の確保

未曾有の災害となった東日本大震災や近年の異常気象による水害を教訓として、国土強靱化地域計画や地域防災計画と連動した、より一層の防災・減災体制の強化が求められているとともに、防犯や交通安全、食の安全等をはじめとする日常生活の安全性や安心感が確保された環境の創出も求められています。

③ 地球環境問題の深刻化

地球温暖化をはじめとする地球環境問題が深刻化しつつあります。一人ひとりが自らの生活に身近な問題として捉えた取組を進めなければなりません。

地球環境問題に対応する低炭素社会の構築に向けた取組と、身近な生活空間の衛生環境を向上する取組を進め、市民の満足度が高い、美しく潤いある環境を継続して維持することが求められています。

④ 価値観やライフスタイルの多様化

国際化や情報化の進展、経済情勢の変化等を受けて、近年、価値観やライフスタイルが多様化し、物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさが重視されています。

それぞれの世代や立場の方々のニーズに応えていくため、文化・芸術・スポーツ等への参加機会の拡

充や、多様な市民活動への協力・支援、様々なライフスタイルに対応した住宅・住環境整備等が求められています。

⑤ まちづくりへの市民参加と協働の進展

効率的で効果的な行政サービスが求められている一方で、行政との共通理解と信頼関係を築きながら、市民の主体的な参加と多様な主体による連携・協力によって実現される協働のまちづくりが重要視されています。

⑥ 子どもにやさしいまちづくりの推進

本市は、平成 30 年 11 月に「子どもにやさしいまちづくり宣言」を行い、(公財)日本ユニセフ協会と連携して、「子どもにやさしい」ことは「誰にでも優しい」という考えのもと、子どもにやさしいまちづくりの推進を行ってきました。

令和 3 年 4 月からは、CFC(※)実践自治体として、引き続き子どもにやさしいまちづくりを推進するとともに、子どもにやさしいまちづくりの先進自治体として本取組を全国に発信していきます。

※ CFC…Child Friendly Cities & Communities の略で“子どもにやさしいまち”

⑦ ウィズコロナ、アフターコロナにおける新しい生活様式

2020 年(令和 2 年)早々に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民の生活を一変させています。今後も国や県との連携のもとで、安全安心の確保、各種セミナーやイベントの実施のあり方や、日常生活での感染症対策など、新しい生活様式への転換が求められています。

また、行政運営においては、新しい生活様式への転換を想定した、行政サービスのデジタル化などを進めていく必要があります。

4 人口フレーム「目標人口」

基本構想において、総人口は令和 2 年に 53,900 人になると想定しておりましたが、令和 2 年 12 月末現在の住民基本台帳人口は、52,431 人となり、人口の増加傾向は緩やかになっています。しかしながら、新たな住宅地の開発や、各種施策の展開によって令和 7 年時点での人口 55,000 人の目標人口達成は可能と考え、人口フレームの改定は行わず、令和 7 年度での人口 55,000 人到達を目標に各種施策の展開を進めてまいります。

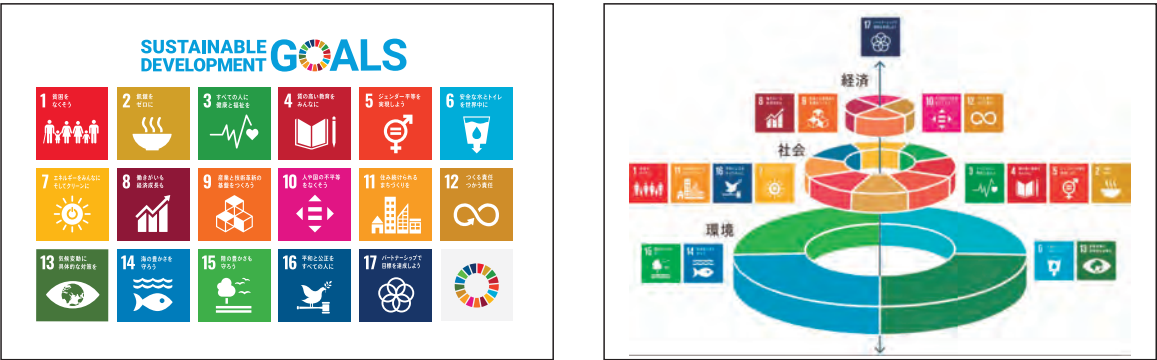
第 1 後期基本計画策定の趣旨と市を取り巻く課題

5 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

2015 年に国際連合で採択された SDGs（持続可能な開発目標）は、2030 年を目標年度とした、「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための 17 のゴール、169 のターゲットで構成された、日本を含めた世界共通の目標です。

SDGs では、経済、社会、環境のバランスの取れた持続可能な開発を目指しています。下図の「ウェディングケーキモデル」は、17 のゴールを「経済」、「社会」、「環境」の 3 層に分類し、可視化したものです。土台には人々が暮らす「環境」があり、その上に社会活動が成り立っています。「社会」活動が健全であれば、経済活動も活発化していくということが示されています。

図：SDGs ウェディングケーキモデル



参考：Stockholm Resilience Centre
<https://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html>

本市が基本構想に掲げた将来像「住みたくなるまち日本一」や 4 つの基本方針は、市民や事業者、行政などの関係者が共に 6 つの基本理念に基づき、まちづくりに取り組むことによって実現される目標であり、これらの取組こそが、SDGs 達成に向けた取組に貢献するものと考えています。

なお、後期基本計画では、施策分野ごとに関連する SDGs のゴールを記載しています。

【掲載例】



また、SDGs では、「経済」、「社会」、「環境」の 3 側面において、「都市部、都市周辺部、農村部との良好なつながり」を重視しています。本市は、49.18km²というコンパクトな市域の中に、古くからの田園地帯や森林が広がる地域がある一方で、南部には新興住宅地や商業地が広がっています。「まちづくりアンケート」の結果では、市民が住み続けたい理由として「住環境の良さ」、「自然環境の良さ」が上位となっていることから、残された田園風景や自然と都市部の調和のとれたまちづくりが重要となるため、**田園都市構想**に向けた検討を進め、社会生活と自然の調和が図れるまちを目指してまいります。

	基本方針 1	基本方針 2	基本方針 3	基本方針 4
目標 1 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		○	○	
目標 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	○	○	○	
目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		○	○	○
目標 4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	○	○		○
目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		○	○	○
目標 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	○			○
目標 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する				○
目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	○		○	
目標 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	○			
目標 10 国内及び各国家間の不平等を是正する			○	○
目標 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	○	○	○	○
目標 12 持続可能な消費生産形態を確保する	○			○
目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる				○
目標 14 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	○			○
目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	○			
目標 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		○	○	○
目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化	○	○	○	○

解説参照／外務省国際協力局編集・発行「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」

第 2

総合計画の構成と期間

富谷市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されています。

基本構想

期間：【10 年間】平成 28 年度～令和 7 年度（2016 年～ 2025 年）

市のまちづくりの将来像を示し、その実現に向けた基本方針などを定めたもので、実現に向けた取り組みの方向性を指し示す基本計画の指針となるものです。

長期的な視点に立ったまちづくりを進めていく必要性から、計画期間は 10 年間としています。

基本計画

期間：【前期 5 年間】平成 28 年度～令和 2 年度（2016 年～ 2020 年）

期間：【後期 5 年間】令和 3 年度～令和 7 年度（2021 年～ 2025 年）

基本構想に掲げる「市の将来像」を実現するための施策体系や施策の展開方針、施策達成目標などを定めたもので、個別具体の事業を示す実施計画の指針となるものです。

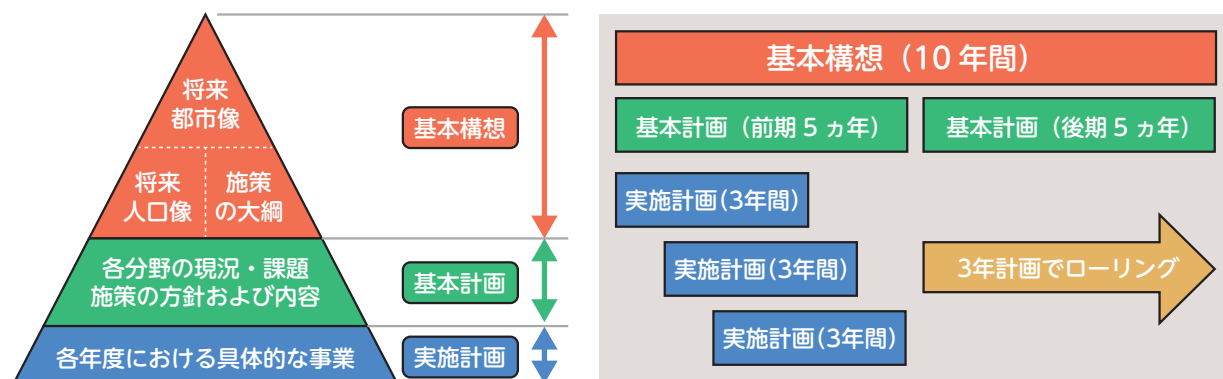
計画期間は、中期的な観点から達成度を検証し、計画の見直しを含めて基本構想の実現を目指していくものとして、前期計画 5 年間、後期計画 5 年間としています。

実施計画

期間：毎年度策定

実施計画は、財政計画との整合性を図りながら、基本計画で示した施策の目的を達成するために必要な事業を具体的に示すものです。

計画の期間は 3 年とし、毎年、社会経済情勢の変化及び財政状況を勘案しながらローリング方式※により策定します。



※ローリング方式

計画の練り直しや見直しのことで、計画の実施過程において、計画と実績との間に食い違いが生じていないかどうかを毎年チェックし、違いがある場合は実績に合わせて計画の再編を行い、目標の達成を図る方式のことです。

富谷市地方創生総合戦略との関係

富谷市総合計画の中に、重点施策として「富谷市地方創生総合戦略」を位置づけ、人口増加に向けた着実な発展を目指します。

■富谷市総合計画基本構想

人口増加の将来目標の達成を視野に入れた、10 年後の本市が目指す将来像を描き、将来像実現に向けたまちづくりの目標とまちづくりの方針を明確にし、市民と理念を共有しながら、まちづくりを実施していきます。

■富谷市総合計画後期基本計画

（計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度）

基本構想が目指すまちづくりの方針の具現化に向け、富谷市地方創生総合戦略を含めた、具体的な施策を定め、計画に沿って着実に実施していきます。

■第 2 次富谷市地方創生総合戦略

（計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度）

「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨に即し、後期基本計画の中でも特に即効性のある効果的な事業を抽出し、明確な達成目標を定めながら、重点的・戦略的に実施するものです。

富谷市地方創生総合戦略の基本目標

- 【基本目標 1】 地域の魅力を活かした雇用の場の創出
- 【基本目標 2】 とみやシティブランドの創出・発信による交流人口の拡大
- 【基本目標 3】 まちの未来を育てる環境の充実
- 【基本目標 4】 すべての世代が安心して暮らすことができる魅力的なまちの創造